

令和四年法律第四十三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全
保障の確保の推進に関する法律

目次

第一節 総則（第一条～第五条）	第二節 供給確保計画（第九条～第十二条）
第二章 特定重要物資の安定的な供給の確保	第三節 株式会社日本政策金融公庫法の特例（第十三条～第二十五条）
第一節 安定供給基本指針等（第六条～第八条）	第五節 小企業信用保険法の特例（第二十六条～第二十八条）
第六節 安定供給確保支援法人による支援（第三十一条～第四十一条）	第七節 特定重要物資等による市場環境の整備（第二十九条～第三十条）
第八節 特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資（第四十二条～第四十三条）	第九節 雑則（第四十六条～第四十八条）
第十節 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保（第四十九条～第五十九条）	第十一節 特定重要技術の開発支援（第六十条～第六十四条）
第十二節 特許出願の非公開（第六十五条～第八十五条）	第十三節 内閣総理大臣の勧告等（内閣総理大臣の勧告等）
第十四節 雜則（第九十二条～第九十九条）	附則（第一章 総則（目的）～第九章 総則）

保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(基本方針)

第一条 政府は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な事項

二 特定重要物資（第七条に規定する特定重要物資をいう。第六条において同じ。）の安定的な供給並びに特定重要技術（第六十一条に規定する特定重要技術をいう。第六十条において同じ。）の開発支援及び特定社会基盤役務（第五十条第一項に規定する特定社会基盤役務をいう。第四十九条において同じ。）の安定的な供給の確保並びに特定重要技術（第六十一条に規定する特定重要技術をいう。第六十条において同じ。）の開発支援及び特許出願の非公開（第六十五条第一項に規定する特許出願の非公開をいう。）に関する経済施策の一体的な実施に関する基本的な事項

三 安全保障の確保に関し、総合的かつ効果的に推進すべき経済施策（前号に掲げるものを除く。）に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、経済施策を一定程度に講ずることによる安全保障の確保の推進に関し必要な事項

五 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(内閣総理大臣の勧告等)

第三条 内閣総理大臣は、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のため必要なと認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができると認めるとときは、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、又はその勧告の結果とされた措置について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のため必要なと認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができると認めるとときは、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、又はその勧告の結果とされた措置について報告を求めることができる。

第六条 政府は、基本方針に基づき、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、特定重要物資の安定的な供給の確保（以下この章において「安定供給確保」という。）に関する基本指針（以下この章において「安定供給確保基本指針」といいう。）を定めるものとする。

2 安定供給確保基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定重要物資の安定供給確保の基本的な方向に関する事項

二 特定重要物資の安定供給確保に関する事項

三 特定重要物資の指定に関する事項

4 内閣総理大臣は、前項の規定により安定供給確保基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、産業構造その他特定重要物資の安定供給確保に関する見を有する者の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、安定供給確保基本指針を公表しなければならない。

6 前三项の規定は、安定供給確保基本指針の変更について準用する。

(特定重要物資の指定)

第七条 国民の生存に必要不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資（プログラムを含む。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラム（以下この章において「原材料等」という。）について、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、外部から行われる行為により国家及び国民

普通保険の保険関係であつて、供給確保関連保険の保険関係については、二億円とする。

(特定重要物資等に係る公正取引委員会との関係)

第二十九条 主務大臣は、同一の業種に属する事業を営む二以上の者の申請に係る供給確保計画について、第九条第一項の認定（第十条第一項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。）をしようとする場合において、必要があると認めるとときは、当該申請に係る供給確保計画について、公正取引委員会に意見を求めることができる。

公正取引委員会は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定により意見を求められた供給確保計画であつて主務大臣が第九条第一項の認定をしたものについて意見を述べることができる。

(特定重要物資等に係る関税率法との関係)

第三十条 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金（関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第七条第二項に規定する補助金をいう。以下この項において同じ。）の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業（当該

3 ところにより 同条第五項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、外国における価格の低落その他の予想されなかつた事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加（本邦の国内内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実及び当該貨物の輸入がこれと同種の物資その他用途が直接競合する物資の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めることにより、関税定率法第九条第六項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による調査の求めをした場合であつて、当該調査を開始することが決定したときは、当該求めをした旨及びその求めに係る事実の概要を公表するものとする。

第六節 安定供給確保支援法人による支援

(安定供給確保支援法人の指定及び業務)
第三十一条 主務大臣は、安定供給確保基本指針及び安定供給確保取組方針に基づき、主務省令

補助金の交付を受けた貨物と同種の物資を生産している本邦の産業に限る。以下この項において同じ。)に実質的な損害を与える、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実についての三分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条第六項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

2 主務大臣は、その所管する産業のうち特定定期率法第八条第一項に規定する不当廉売(関税輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業(不当廉売された貨物と同種の物資を生産している本邦の産業に限る。以下この項において同じ。)に実質的な損害を与える、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条第五項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

3 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、外國における価格の低落その他予想されなかつた事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加(本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。)の事実及び当該貨物の輸入がこれと同種の物資その他用途が直接競合する物資の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与える、又は与えるおそれがある事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関税定期率法第九条第六項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

4 主務大臣は、前三項の規定による調査の求めをした場合であつて、当該調査を開始することが決定したときは、当該求めをした旨及びその求めに係る事実の概要を公表するものとする。

- 一 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができる經理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 二 安定供給確保支援業務の実施体制が安定供給基本指針に照らし適切であること。
- 三 安定供給確保支援業務以外の業務を行つてゐる場合にあつては、その業務を行うことによつて安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができるものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 第四十一条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 その役員のうちに、第一号に該当する者がある者

一 安定供給確保支援法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行つたために必要な資金の貸付けを行う金融機関（第三十三条第二項第四号において「貸付金融機関」という。）に対し、利子補給金を支給すること。
- 二 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行つたために必要な資金の貸付けを行う金融機関（第三十三条第二項第四号において「貸付金融機関」という。）に�ると認められるものを、その申請により、特定重要物資ごとに安定供給確保支援法人として指定することができる。

四 安定供給確保支援業務の対象とする特定重要物資等の安定供給確保のため必要とされる事項について、当該特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 主務大臣は、前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうことを。

5 主務大臣は、供給確保支援実施基準を定めるときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 主務大臣は、供給確保支援実施基準を定めたときは、これを公表しなければならない。

7 前二項の規定は、供給確保支援実施基準の変更について準用する。

(安定供給確保支援法人の指定の公示等)

第三十二条 主務大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る安定供給確保支援法人の名称、住所及び安定供給確保支援業務を行う営業所又は事務所の所在地並びに指定に係る特定重要物資を公示するものとする。

1 安定供給確保支援法人は、その名称、住所又は安定供給確保支援業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 (安定供給確保支援業務規程)

第三十三条 安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援業務を行なうときは、主務省令で定めるところにより、当該安定供給確保支援業務の開始前に、安定供給確保支援業務に関する規程(以下この条において「安定供給確保支援業務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けるなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安定供給確保支援業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 指定に係る特定重要物資

二 安定供給確保支援業務の対象となる認定供給確保事業に関する事項

三	第三十一条第三項第一号に掲げる業務に関する事項	する次に掲げる事項	イ	認定供給確保事業者に対する助成金の交付の要件に関する事項	ロ	認定供給確保事業者による助成金の交付申請書に記載すべき事項	ハ	認定供給確保事業者に対する助成金の交付の決定に際し付すべき条件に関する事項	二
四	第三十一条第三項第二号に掲げる業務に関する事項	する次に掲げる事項	イ	貸付金融機関に対する利子補給金の支給の要件に関する事項	ハ	貸付金融機関に対する利子補給金の支給の決定期限に付すべき条件に関する事項	二	イからハまでに掲げるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項として主務省令で定める事項	一
五	安定供給確保支援法人基金を設ける場合にあつては、当該安定供給確保支援法人基金の管理に関する事項	前各号に掲げるもののほか、安定供給確保支援業務に関する事項として主務省令で定める事項	六	主務大臣は、第一項の認可の申請が安定供給確保基本指針、安定供給確保取組方針及び供給確保支援実施基準に適合するとともに、安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであると認めるときは、その認可をするものとする。	七	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	八	主務大臣は、安定供給確保支援法人の安定供給確保支援業務規程が安定供給確保基本指針、安定供給確保取組方針又は供給確保支援実施基準に適合しなくなつたと認めるときは、その安定供給確保支援業務規程を変更すべきことを命ずることができる。	九
六	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	七	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	八	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	九	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	一〇	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
五	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	六	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	七	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	八	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	九	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
四	第三十一条第三項第二号に掲げる業務に関する事項	する次に掲げる事項	イ	貸付金融機関に対する利子補給金の支給の要件に関する事項	ハ	貸付金融機関による利子補給金の支給申請書に記載すべき事項	二	イからハまでに掲げるもののほか、利子補給金の支給に關し必要な事項として主務省令で定める事項	一
三	主務大臣は、第一項の認可の申請が安定供給確保基本指針、安定供給確保取組方針及び供給確保支援実施基準に適合するとともに、安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施するため	に十分なものであると認めるときは、その認可をするものとする。	四	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	五	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	六	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	七
二	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	三	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	四	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	五	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	六	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
一	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	二	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	三	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	四	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。	五	主務大臣は、第一項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

一 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するためには、これらの業務に要する費用に充てるための基金（以下この節及び第九十九条において「安定供給確保支援法人基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

二 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの等の安定供給確保のために緊要なもの

三 安定供給確保支援法人に対する支拂いは、予算の範囲内において、安定供給確保支援法人に対し、安定供給確保支援法人基金に充てる資金を補助することができる。

四 安定供給確保支援法人は、次の方針による場合を除くほか、安定供給確保支援法人基金の運用に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の定める有価証券の取得
二 銀行その他主務大臣の定める金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補填の契約があるもの

主務大臣は、前項第一号に規定する有価証券又は同項第二号に規定する金融機関を定めるとときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。これを変更するときも、同様とす。

六 主務大臣は、第十条第三項又は第十三条第三項において準用する第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、当該通知を受けた安定供給確保支援法

人（第二項の規定により補助金の交付を受けたものとする。）に対し、第二項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

7 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他の國庫納付金に関必要な事項は、政令で定める。

8 安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援法人基金を設けたときは、毎事業年度終了後六月以内に、当該安定供給確保支援法人基金に係る業務に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

9 主務大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

（事業計画等）

第三十五条 安定供給確保支援法人は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度、安定供給確保支援業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安定供給確保支援法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 安定供給確保支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、安定供給確保支援業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（区分経理）

第三十六条 安定供給確保支援法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。ただし、第二号に掲げる業務に係る経理についてとは、第三十四条第一項の規定により安定供給確保支援法人基金を設けた場合に限り、区分して整理するものとする。

一 安定供給確保支援業務（次号に掲げる業務を除く。）

二 安定供給確保支援法人基金に係る業務

三 その他の業務

（秘密保持義務）

第三十七条 安定供給確保支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、安定供給確保支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(帳簿の記載)

第三十九条 安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援業務について、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 安定供給確保支援業務の休廃止

必要があると認めるときは、安定供給確保支援法人は、主務省令で定めることにより、主務大臣の許可を受けなければならぬ。法人に対し、安定供給確保支援業務に関する監督を実施するにあたり、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(安定供給確保支援業務の休廃止)

第四十一条 安定供給確保支援法人は、主務省令で定めることにより、主務大臣の許可を受けなければ、安定供給確保支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

主務大臣が前項の規定により安定供給確保支援業務の全部の廃止を許可したときは、該当する一定供給確保支援法人に係る指定は、その効力を失う。

主務大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示するものとする。

(安定供給確保支援法人の指定の取消し等)

第四十二条 主務大臣は、安定供給確保支援法人が第三十一条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

主務大臣は、安定供給確保支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく处分に違反したとき。

主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、安定供給確保支援法人が安定供給確保支援業務を行う必要がないと認めるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

主務大臣は、前三項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

安定供給確保支援法人は、第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、その一定供給確保支援業務の全部を、当該安定供給確保支援業務の全部を承継するものとして主務大臣が選定する安定供給確保支援法人に引き継がなければならない。

前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合における

安定供給確保支援業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

第七節 安定供給確保支援独立行政法人による支援

(安定供給確保支援独立行政法人の指定及び業務)

別表に掲げる独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項及び第八十六条第一項第四号において同じ。）

は、次項の規定による安定供給確保支援独立行政法人の指定を受けたときは、同法第一条第一項に規定する個別法（以下この項及び次条第一項において「個別法」という。）の定めるところにより、同法第五条の規定により個別法で定める目的の範団内において、この法律の目的を達成するため、当該指定に係る安定供給確保支援業務（第三十一条第三項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。次条第一項において同じ。）を行うことができる。

主務大臣は、安定供給確保取組方針に基づき、その所管する独立行政法人のうち、その所管する事業に係る特定重要物資に係るものを、特定重要物資ごとに安定供給確保支援独立行政法人として指定することができる。

第三十二条の規定は、安定供給確保支援独立行政法人について準用する。

（安定供給確保支援独立行政法人に設置する安

定供給確保支援独立行政法人基金）

第四十三条 安定供給確保支援独立行政法人は、個別法の定めるところにより、前条第二項の規定による指定に係る安定供給確保支援業務であつて次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下この条及び第九十九条において「安定供給確保支援独立行政法人基金」という。）を設けることができる。

外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するために必要な実施する特定重要物資等の安定供給確保のための取組に係る業務であつて、特定重要物資等の安定供給確保のために緊要なもの

二 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支えが必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源があ

確保しておることがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

第三十四条第三項、第八項及び第九項の規定

は、安定供給確保支援独立行政法人が設ける安

定供給確保支援独立行政法人基金について準用

する。

独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定により安定供給確保支援独立行政法

人が設ける安定供給確保支援独立行政法人基金の運用について準用する。この場合において、

同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるの

は、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」

と読み替えるものとする。

第八節 特別の対策を講ずる必要がある

特定重要物資

（特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資の指定等）

第四十四条 主務大臣は、その所管する事業に係る特定重要物資について、第三節から前節までの規定による措置では当該特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難であると認めるとき

は、安定供給確保基本指針及び安定供給確保取組方針に基づき、安定供給確保のための特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資として指

定することができる。

主務大臣は、前項の規定による指定をするとき

は、あらかじめ、内閣総理大臣、財務大臣そ

の他関係行政機関の長に協議しなければなら

い。

主務大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、該当指定に係る特定重要物資を公示す

るものとする。

主務大臣は、第一項の規定による指定の事由

がなくなつたと認めるときは、同項の規定によ

る指定を解除するものとする。

第二項及び第三項の規定は、前項の規定によ

る解除について準用する。

主務大臣は、第一項の規定による認可をするとき

は、当該指定に係る特定重要物質を公示す

るものとする。

主務大臣は、第一項の規定による指定の事由

がなくなつたと認めるときは、同項の規定によ

る指定を解除するものとする。

第二項及び第三項の規定は、前項の規定によ

る解除について準用する。

主務大臣は、第一項の規定による認可をするとき

は、当該指定に係る特定重要物質を公示す

るものとする。

主務大臣は、第一項の規定による認可をするとき

は、当該指定に係る特定重要物質を公示す

るものとする。

（施設委託管理者）

第四十五条 主務大臣は、前項の規定による措置を実施するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、主務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

主務大臣は、前項の規定による措置を実施するときは、あらかじめ、内閣総理大臣、財務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

主務大臣は、前項第六項の規定による措置を実施するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、主務大臣が指定する法人（以下この条及び第四十八条第七項において「施設委託管理者」という。）に、前条第六項の規定による措置に必要な施設（その敷地を含む。）の管理を委託することができる。

前項の政令には、施設委託管理者の指定の手続、管理の委託の手続その他委託について必要な事項を定めるものとする。

施設委託管理者は、主務省令で定めるところにより、第一項の規定による指定に係る管理の業務（以下この条及び第四十八条第七項において「施設委託管理業務」という。）に関する規程（第五項及び第六項において「施設委託管理制度規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

主務大臣は、前項の規定による認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、財務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

（資料の提出等の要求）

第四十六条 主務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（資金の確保）

第四十七条 国は、認定供給確保事業者が認定供給事業を行つたために必要な資金の確保に努めるものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第四十八条 主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、その所管する事業に係る物資の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、当該物資又はその生産に必要な原材料等の生産、輸入、販売、調達又は保管の状況に關し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

主務大臣は、第三十条第一項から第三項まで

の規定の施行に必要な限度において、その所管

する事業に係る特定重要物資等の生産、輸入又

は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体

に対し、これらの規定による調査の求めに必要な事項に關し報告又は資料の提出を求めるこ

とができる。

施設委託管理業務規程には、施設委託管理業

務の実施の方法その他の主務省令で定める事項

を定めておかなければならぬ。

主務大臣は、第三項の規定による認可をした

施設委託管理業務規程が施設委託管理業務の適

正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、施設委託管理者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（施設委託管理業務）

施設委託管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、施設委

託管理業務に關し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（施設委託管理業務）

施設委託管理者は、主務省令で定めるところにより、施設委託管理業務に係る経理とそれを区分して整理しなければならない。

（施設委託管理業務）

主務大臣は、この節の規定の施行に必要な命令があると認めるときは、施設委託管理者に對し、施設委託管理業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（施設委託管理業務）

主務大臣は、施設委託管理者が前項の命令に違反したときその他の當該施設委託管理者による管理を適正かつ確實に実施することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて施設委託管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（施設委託管理業務）

主務大臣は、施設委託管理者が前項の命令に違反したときその他の當該施設委託管理者による管理を適正かつ確實に実施することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期

間を定めて施設委託管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（施設委託管理業務）

主務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

（施設委託管理業務）

（資料の提出等の要求）

（報告徴収及び立入検査）

（施設委託管理業務）

（報告徴収及び立入検査）

合又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで外部から行われる行為についてこれらを安定的に利用できなくなつた場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。以下この章において同じ。)の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、必要な情報の提供、資金の確保、人材の養成及び資質の向上その他措置を講ずるよう努めるものとする。

(協議会)

第六十二条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)次条第一項及び第二項において「活性化法」という。)第十二条第一項の規定による国(の資金により行われる研究開発等(以下この条及び次条第四項において「研究開発等」という。)に於して当該資金を交付する各大臣(以下この条及び第八十七条第一項において「研究開発大臣」という。)は、当該研究開発等により行われる特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、当該特定重要技術の研究開発等に従事する者のうち当該研究開発等を代表する者として相当と認められる者の同意を得て、当該者及び当該研究開発大臣により構成される協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 研究開発大臣は、協議会を組織するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

3 第一項の規定により協議会を組織する研究開発大臣は、必要と認めるときは、協議会に、国(の関係行政機関の長、当該特定重要技術の研究開発等に従事する者、特定重要技術調査研究機関(第六十四条第三項に規定する特定重要技術調査研究機関をいう。第六項において同じ。)その他の研究開発大臣が必要と認める者をその同意を得て構成員として加えることができる。協議会は、第一項の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

4 当該特定重要技術の研究開発に有用な情報の収集、整理及び分析に関する事項

二 当該特定重要技術の研究開発の効果的な促進のための方策に関する事項

三 当該特定重要技術の研究開発の内容及び成果の取扱いに関する事項

四 当該特定重要技術の研究開発に関する情報を適正に管理するため必要な措置に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に必要な事項

六 協議会は、第四項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員又は特定重要技術調査研究機関(当該協議会の構成員であるものを除く。以下この項において同じ。)に対し、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関し必要な資料の提供、説明、意見の表明その他の協力を求めることができる。

7 協議会の事務に従事する者は、正當な理由がなく、当該構成員及び当該特定重要技術調査研究機関は、その求めに応じるよう努めるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。(指定基金)

第六十三条 内閣総理大臣は、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、活性化法第二十七条の二第一項に規定する基金のうち特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を目的とするものを指定基金として指定することができます。

2 内閣総理大臣は、前項の指定をするときは、あらかじめ、財務大臣、当該指定基金に係る資金配分機関(活性化法第二十七条の二第一項に規定する資金配分機関をいう。)を所管する大臣(第四項及び第八十七条第一項において「指定基金所管大臣」という。)その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 国は、予算の範囲内において、指定基金に充てる資金を補助することができる。

4 指定基金所管大臣は、内閣総理大臣と共同して、当該指定基金により行われる特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るために、当該指定基金により行われる特定重要技術の研究開発に用いる特許の特許権に係る明細書、特許請求の範囲又は図面(以下この章において「明細書

究開発等を代表する者として相当と認められる者、当該指定基金所管大臣及び内閣総理大臣により構成される協議会(次項において「指定基金協議会」という。)を組織するものとする。前条第三項から第八項までの規定は、指定基金協議会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「次条第四項」と、同条第三項中「研究開発大臣」とあるのは「指定基金所管大臣及び内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

5 協議会の構成員は、前項の協議の結果に基づき、特定重要技術の研究開発に関する情報の適正な管理その他の必要な取組を行ふものとする。

(調査研究)

第六十四条 内閣総理大臣は、特定重要技術研究開発基本指針に基づき、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため必要な調査及び研究(次項及び第三項において「調査研究」という。)を行うものとする。

2 内閣総理大臣は、調査研究の全部又は一部を、その調査研究を適切に実施することができるものとして次に掲げる基準に適合する者(法人に限る。)に委託することができる。

一 先端的技術に関する内外の社会経済情勢及び研究開発の動向の専門的な調査及び研究を行ふ能力を有すること。

二 先端的技術に関する内外の情報を収集し、整理し、及び保管する能力を有すること。

三 内外の科学技術に関する調査及び研究を行ふ能力を有すること。

四 情報の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による委託を受けた者(次項において「特定重要技術調査研究機関」という。)からの求めに応じて、当該委託に係る調査研究を行うために必要な情報及び資料の提供を行うことができる。

6 前三項の規定は、特許出願非公開基本指針の内閣総理大臣への送付)

第六十五条 特許出願基本指針

政府は、基本方針に基づき、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面(以下この章において「明細書

等」という。)に記載された発明に係る情報の適正管理その他公することにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある場合において、その明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野として国際特許分類(国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定第一条に規定する国際特許分類をいう。)又はこれに準じて細分化したものに從い政令で定めるもの(以下この項において「特定技術分野」という。)に属する発明(その発明が特定技術分野のうち保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野として政令で定め

(保全審査中の発明公開の禁止)

第六十八条 特許出願人は、前条第九項の規定による通知を受けた場合は、第七十条第一項又は第七十一条の規定による通知を受けるまでの間は、当該前条第九項の規定による通知に係る発明の内容を公開してはならない。ただし、特許出願を放棄し、若しくは取り下げ、又は特許出願が却下されたときは、この限りでない。

(保全審査の打ち切り)

第六十九条 内閣総理大臣は、特許出願人が第六十七条第十項に規定する期間内に同条第九項に規定する書類を提出せず、若しくは同条第十一項の規定により定められた期間内に同項の規定による補正を行わなかったとき、前条の規定に違反したと認めるとき、又は不当な目的でみだりに第六十六条第二項前段の規定による申出をしたと認めるときは、保全審査を打ち切ることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により保全審査を打ち切るときは、あらかじめ、特許出願人に

対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により保全審査を打ち切ったときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。

4 特許庁長官は、前項の規定による通知を受けたときは、特許出願を却下するものとする。

(保全指定)

第七十条 内閣総理大臣は、保全審査の結果、第六十七条第一項に規定する明細書等に公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載され、かつ、そのおそれの程度及び指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その他の事情を考慮し、当該発明に係る情報の保全をすることが適当と認めたときは、内閣府令で定めるところにより、当該発明を保全対象発明として指定し、特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下この章及び第八十八条において「保全指定」という)をするときは、当該保全指定の日から起算して一年を超えない範囲内においてその保全指定の期間を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、保全指定の期間(この項の規定により保全指定の期間を延長した場合に

は、当該延長後の期間。以下この章において同じ。)が満了する日までに、保全指定を継続する必要があるかどうかを判断しなければならない。この場合において、継続する必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、一年を超えない範囲内において保全指定の期間を延長することができる。

4 第六十七条第二項から第八項までの規定は、前項前段の規定による判断をする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「発明」とあり、及び同条第五項中「明細書等に記載されている発明」とあるのは、「第七十条第一項に規定する保全対象発明」と、同条第八項中「規定により発明」とあるのは、「規定により第七十条第一項に規定する保全対象発明」と、「当該発明」とあるのは、「当該保全対象発明」と読み替えるものとする。

5 内閣総理大臣は、第三項後段の規定による延長をしたときは、その旨を第一項の規定による通知を受けた特許出願人(通知後に特許を受けた権利の移転があったときは、その承継人。以下この章において「指定特許出願人」という。)及び特許庁長官に通知するものとする。

(保全指定をしない場合の通知)

第七十一条 内閣総理大臣は、保全審査の結果、保全指定をする必要がないと認めたときは、その旨を特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする。

(特許出願の取下げ等の制限)

第七十二条 指定特許出願人は、第七十七条第二項の規定による通知を受けるまでの間は、特許出願を放棄し、又は取り下げることができない。

2 指定特許出願人は、第七十七条第二項の規定による通知を受けるまでの間は、实用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第十一条第一項及び意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第十三条第一項の規定にかかるはず、特許出願を実用新案登録出願又は意匠登録出願に変更することができない。

(保全対象発明の実施の制限)

第七十三条 指定特許出願人及び保全対象発明の内容を職務上知り得た者であつて当該保全対象発明の内容を職務上知り得た者は、当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、当該保全対象発明の実施(特許法第二条第三項に規定する実施をいう。以下この

章及び第九十二条第一項第六号において同じ。)をしてはならない。ただし、指定特許出願人が当該実施について内閣総理大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による許可を受けようとする指定特許出願人は、許可を受けようとする実施の内容その他内閣府令で定める事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項ただし書の規定による許可の申請に係る実施により同項本文に規定する者以外の者が保全対象発明の内容を知るおそれがないと認めるときその他保全対象発明に係る情報の漏えいの防止の観点から内閣総理大臣が適当と認めるときは、同項ただし書の規定による許可をするものとする。

4 第一項ただし書の規定による許可には、保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために必要な条件を付することができる。

5 第六十七条第二項から第五項まで及び第八項の規定は、第一項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、同条第四項中「発明」とあり、及び同条第五項中「明細書等に記載されている発明」とあるのは、「第七十条第一項に規定する保全対象発明」と、同条第八項中「規定により発明」とあるのは、「規定により第七十条第一項に規定する保全対象発明」と、「当該発明」とあるのは、「当該保全対象発明」と読み替えるものとする。

(保全対象発明の適正管理措置)

第七十四条 指定特許出願人は、保全対象発明に係る情報を取り扱う者を適正に管理することその他保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じ、及び保全対象発明に係る情報の取扱いを認めた事業者(以下この章において「発明共有事業者」という。)をして、その措置による通知について準用する。

6 内閣総理大臣は、指定特許出願人が第一項の規定又は第四項の規定により許可に付された条件に違反して保全対象発明の実施をしたと認められる場合であって、特許出願が却下されることが相当と認めるときは、その旨を特許庁長官及び指定特許出願人に通知するものとする。指定特許出願人が第七十五条第一項に規定する措置を十分に講じていなかつたことにより、指定特許出願人以外の者が第一項の規定又は第四項の規定により許可に付された条件に違反して保全対象発明の実施をした場合も、同様とする。

(保全対象発明の適正管理措置)

第七十五条 指定特許出願人は、保全対象発明に係る情報を取り扱う者を適正に管理することその他保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じ、及び保全対象発明に係る情報の取扱いを認めた事業者(以下この章において「発明共有事業者」という。)をして、その措置を講じさせなければならない。

2 発明共有事業者は、指定特許出願人の指示に従い、前項に規定する措置を講じなければならない。

(発明共有事業者の変更)

第七十六条 指定特許出願人は、第六十七条第九項第二号に規定する事業者として同項に規定する書類に記載した事業者以外の事業者に新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認めるときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。

2 指定特許出願人は、前項の場合を除き、発明

通知を待つて、特許出願を却下するものとする。

(保全対象発明の開示禁止)

第七十七条 指定特許出願人及び保全対象発明の内容を職務上知り得た者その他保全対象発明の内容を記載した事業者以外の事業者に新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認めるときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（保全指定の解除等）
第七十七条 内閣総理大臣は、前項の規定により保全指定を継続する必要がないと認めたときは、保全指定を解除するものとする。
2 内閣総理大臣は、前項の規定により保全指定を解除したときは、その旨を指定特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする。
3 第六十七条第二項から第八項までの規定は、第一項の規定により保全指定を解除する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「発明」とあり、及び同条第五項中「明細書等に記載されている発明」とあるのは、「第七十条第一項に規定する保全対象発明」と、同条第八項中「規定により発明」とあるのは、「規定により第七十条第一項に規定する保全対象発明」と、「当該発明」とあるのは、「当該保全対象発明」と読み替えるものとする。
（外国出願の禁止）
第七十八条 何人も、日本国内でした発明であつて公になつていないものが、第六十六条第一項本文に規定する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、当該発明を記載した外國出願（外国における特許出願及び千九百七十六年六月十九日にワシントンで成された特許協力条約に基づく国際出願をいい、政令で定めるものを除く。以下この章及び第九十四条第一項において同じ。）をしてはならない。ただし、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をした場合であつて、当該特許出願の期間を経過したとき（第七十条第一項の規定による通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。）、第六十六条第一項本文に規定する期間内に同条第三項の規定による通知が發せられなかつたときは（当該期間を経過する前に当該特許出願が却下され、又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。）及び同条第十一項、第七十一条又は前条第二項の規定による通知を受けたときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については、この限りでない。

<p>3 特許法第三十六条の二第二項に規定する外国語書面出願</p> <p>特許法第三十八条の三第一項に規定する方法によりした特許出願</p> <p>特許法第三十八条の四第四項ただし三十八条の四第三項に規定する方法によりした特許出願</p> <p>特許法第三十八条の五项に規定する場合（同条第二項の規定を除く。）における同条第二項の補完をした特許出願</p> <p>4 特許法第四十六条の第一項の規定により出願の変更に係る特許出願</p>	<p>当該特許出願に係る特許法第三十六条の二第二項に規定する翻訳文が提出された日（同表の下欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める日のうち最も遅い日）とする。</p> <p>当該特許出願に係る特許法第三十六条の二第二項に規定する翻訳文が提出された日（同表の下欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める日のうち最も遅い日）とする。</p> <p>当該特許出願に係る特許法第三十八条の三第三項に規定する明細書及び図面並びに先の訳文が現に提出された日）</p> <p>特許出願に関する書類が提出された日</p> <p>当該特許出願に係る特許法第三十八条の四第三項に規定する明細書等補完書が提出された日</p> <p>当該特許出願に係る特許法第三十八条の五項に規定する場合（同条第二項の規定を除く。）における同条第二項の補完をした特許出願</p> <p>当該特許出願に係る特許法第三十六条第一項の規定による出願の変更の日</p>
---	---

5 内閣総理大臣は、特許庁長官が第六十六条第三項の規定による通知をした特許出願人（通知後に特許を受ける権利の移転があつたときは、その承継人を含む。）が第一項の規定に違反して外国出願をしたと認める場合又は前項の規定による通知に係る国際出願が第一項の規定に違反するものであると認める場合であつて、当該特許出願が却下されることが相当と認めるときは、その旨を特許庁長官及び特許出願人に通知するものとする。

6 第七十三条第七項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

7 特許庁長官は、第五項の規定による通知を受けたときは、我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしていない場合に限り、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、特許庁長官に対し、その外国出願が前条第一項の規定により禁制されるものかどうかについて、確認を求めることができる。

2 特許庁長官は、前項の規定による求めを受けた場合において、当該求めに係る発明が第六十六条第一項本文に規定する発明に該当するときは、遲滞なく、内閣総理大臣に対し、公にすることにより外部から行われる行為によつて國家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかかかどうかにつき確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた内閣総理大臣は、遅滞なく、特許庁長官に回答するものとする。

3 特許庁長官は、第一項の規定による求めを受けた場合において、当該求めに係る発明が第六十六条第一項本文に規定する発明に該当するときは、遅滞なく、内閣総理大臣に対し、公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかかかどうかについて、確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた内閣総理大臣は、遅滞なく、特許庁長官に回答するものとする。

4 特許庁長官は、前項の規定により回答を受けたときは、遅滞なく、第一項の規定による求めをした者に対し、当該求めに係る発明が第六十六条第一項本文に規定する発明に該当する旨及び当該回答の内容を回答するものとする。

5 第一項の規定による手数料の納付は、内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、内閣府令・経済産業省令で定める場合には、内閣府令・経済産業省令で定める額を国に納付しなければならない。

6 前項の規定による手数料の納付は、内閣府令・手数料として、一件につき二万五千円を超えない範囲内で政令で定める額を国に納付しなければならない。

7 前項第一項の規定の適用の有無については、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第七条の規定は、適用しない。

(損失の補償)

第八十条 国は、保全対象発明(保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了したもの)について、第七十三条第一項ただし書の規定による許可を受けられなかつたこと又は同条第四項の規定によりその許可に条件を付されたことその他保全指定を受けたことにより損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣にこれを請求しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による請求があつたときは、補償すべき金額を決定し、これを当該請求者に通知しなければならない。

4 第六十七条第二項から第四項まで及び第五項の規定(保全指定の期間内にあっては、これららの規定のほか、同項後段及び第八項の規定)は、内閣総理大臣が前項の規定による決定をする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「発明」とあり、及び同条第五項中「明細書等に記載されている発明」とあるのは、「第七十条第一項に規定する保全対象発明(保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了したものを含む。)」と、「当該発明」とあるのは、「規定により発明」とあるのは、「規定により第七十条第一項に規定する保全対象発明(保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了したものを含む。)」と、「当該発明」とあるのは、「当該保全対象発明」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

